令和八年度

薪流会要覧

薪流会

目　次

一、「薪流会」会名の由来について……二頁
二、令和七年度　事業報告……三頁
三、令和七年度　会計決算報告書……四頁
四、会計監査報告……四頁
五、令和八年度　事業計画……五頁
六、令和八年度　一般会計予算……五頁
七、薪流会会則……六頁

一、「薪流会」会名の由来について

桂林荘雑詠示諸生
休道他郷多苦辛
同袍有友自相親
柴扉暁出霜如雪
君汲川流我拾薪
〔広瀬淡窗〕

桂林荘雑詠　諸生に示す
道ふを休めよ　他郷苦辛多しと
同袍友有り　自ら相親しむ
柴扉暁に出づれば　霜　雪のごとし
君は川流を汲め　我は薪を拾はん

※ここから薪流の字を取り総裁が命名されました。

作者は広瀬淡窗〔一七八二―一八五六〕といふ江戸時代末期の儒学者であり、詩人でもあり、今様にいふならば教育者であります。名は健、字は子基、号は淡窗といい、豊後〔大分県〕日田に生まれました。

○江戸末私塾の代表で大村益次郎らを輩出

淡窗は一六歳から一八歳まで筑前〔博多〕の亀井南冥およびその子、昭陽に教えをうけました。病弱で養生の傍ら独学に勤め、二十五歳で自宅に塾を開きました。以後安政三年、七十五歳で亡くなるまでの五十年間、塾生を教育しそのかず三千～四千有余人といいます。そのなかには大村益次郎、高野長英、清野奎吾などの人材が輩出されています。

桂林荘というのは、淡窗が二十五歳の時、日田の豆田裏町に築いた塾名です。その後塾生が増えたので、三十歳の時堀田村に咸宜園は、京都、伊藤家の古義堂、大阪、中井家の懐徳堂、同じく大阪の適塾〔緒方洪庵〕あるいは、松下村塾〔吉田松陰〕などとともに江戸末私塾の代表に数えられています。

○共同生活に根ざした、全人教育思想

冒頭の詩は、桂林荘における塾生達の生活を題材に塾生を励ました詩、四首の中の一首です。〔道ふを休めよ〕といふ言葉は、泣き言をいふな、とか弁解をするな、という厳しい意であります。まずはじめにこのように断定するところは、我が禅門の庭詰を想起します。そしてここには志を同じくする多くの友があり、一つの袍〔どてら〕も共に着るような親友もできるではないか。朝早く柴の戸を開けて外に出ると霜が雪のように真白に降りている。さぁ、朝の炊事の支度だ。君は川の水を汲んできたまえ、我は薪を拾いに行くから。といふのが大意であり、淡窗の教育者としての根底には、学問の修行は一人だけで行うものではなく、志を同じくする者同士が助け合ってするものであるという共同生活に根ざした、全人教育思想があるといえます。これもまた、僧堂生活に似たものを感じざるをえません。

以上が会名についての大まかな件であります。本会も、会員の研鑽と親睦を計る中で、真の互恵の念を育み、本会の眼目である「上求菩提・下化衆生」の実践活動に力強く前進したく願っておるしだいであります。

二、令和七年度 事業報告

【本 部】

第三月六日午后　久留米市　梅林寺於いて茶礼

二日市温泉　大丸別館にて総会引き続き懇親会

十一月　正月用色紙頒布

【編集部】

七月一日　会報【薪流】三四号発行

【托鉢部】

三月六日午前　交通遺児支援・ネパール地震支援托鉢

於　久留米市内(総会開催前)

十一月十三日　交通遺児支援・ネパール地震支援托鉢

於　浜松市内

令和7年度会計決算報告

1. 一般会計

収入　1,761,620 円
支出　1,761,620 円
残高　0 円

自　令和7年1月1日
至　令和7年12月31日

収入　（単位:円）

項目	予算	決算	比較	備考	前年度決算額
賛助金	250,000	170,000	▲ 80,000	正副総裁･顧問･参与	240,000
会費	250,000	190,000	▲ 60,000	役員･会員	170,000
事業収入	100,000	80,000	▲ 20,000	色紙収益	85,000
広告収入	300,000	220,000	▲ 80,000	会報広告掲載料	240,000
雑収入	10,000	1,184	▲ 8,816	利息	100,234
活動基金より	0	730,000	730,000		700,000
繰越金	370,436	370,436	0		746,437
合計	1,280,436	1,761,620	481,184		2,281,671

支出

項目	予算	決算	比較	備考	決算
事務費	150,000	76,873	▲ 73,127	事務用品　他	227,309
通信費	150,000	232,486	82,486	郵送料･宅配便　他	202,805
会議費	150,000	154,193	4,193	会所費　他	250,872
編集部	400,000	508,570	108,570	会報編集･発行	399,370
托鉢部	100,000	32,242	▲ 67,758	ネパール支援金	150,000
文化部	100,000	0	▲ 100,000		0
慶弔費	20,000	20,000	0		60,000
交際費	10,000	0	▲ 10,000		0
予備費	0	0	0	支援活動費	620,879
繰越金	200,436	737,256	536,820	次年度へ繰越	370,436
合計	1,280,436	1,761,620	481,184		2,281,671

2. 活動基金　**1,500,000 円**

（単位:円）

	収入	支出	残高
前年度繰越金	2,230,000		2,230,000
一般会計へ		730,000	1,500,000
合計	2,230,000	730,000	1,500,000

会　計　監　査　報　告

令和７年１月１日より令和７年１２月３１日の会計について、帳簿等証拠書類を照合致しましたところ、厳正且つ正確に処理されていますことを、認めましたのでここに報告申し上げます。

令和８年１月１５日

監事　戸　崎　知　則　印

五、令和八年度 事業計画

【本　部】

総会

平成二十九年三月九日　於「浜名湖ロイヤルホテル」

ネパール支援活動

チャリス村仮設住宅設置支援

【本部】

第三十五回総会

二月十七日　岐阜県　大雄寺於いて総会

十一月　正月用色紙頒布

【編集部】

七月一日　会報【薪流】三十五号発行

【托鉢部】

十月二十八日　交通遺児支援・ネパール地震支援托鉢

於　下呂市

六、令和八年度 一般会計予算

収入　（単位・円）

項　目	予　算	備　　考	比較 （7年度決算）
賛助金	200,000	総裁・顧問・参与	170,000
会費	200,000	役員・会員	190,000
事業収入	100,000	色紙収益	80,000
広告収入	250,000	会報広告掲載料	220,000
雑収入	10,000		1,184
活動基金	0		730,000
繰越金	720,256		370,436
計	1,480,256		1,761,620

支出　（単位・円）

項　目	予　算	備　　考	比較 （7年度決算）
事務費	150,000	要覧作成・事務用品　他	76,873
通信費	150,000	郵送料　他	232,486
会議費	150,000	会所費　他	154,193
編集部	400,000	会報編集発行	508,570
托鉢部	100,000	托鉢準備　他	32,242
文化部	100,000		0
慶弔費	20,000		20,000
交際費	10,000		0
予備費	0	活動費	0
繰越金	400,256		737,256
計	1,480,256		1,761,620

項目間の流用を認めるものとする

七、薪流会会則

第一条　名称及び本部と事務局

一、本会は、薪流会と称し、本部は会長寺院内に置く。事務局は、総務部寺院内に置く。

第二条　目　的

一、本会は、仏教者としての見識に基づき、『上求菩提下化衆生』を実践していくものである。

二、本会は、超宗派による仏教者の会であり、より良い仏教者たるべき研鑽と親睦により、会員相互の理解を深め発展を計るものである。

第三条　事　業

一、定例総会を開催する。

二、会員の資質向上のため、随時研修会を開催する。

三、会員の資質向上のため、仏教に関連ある文化・芸術の鑑賞及び実習を行う。

四、その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第四条　会員資格

一、本会は、宗派にこだわらず、本会の趣旨に賛同する仏教者をもって会員とし、会員は、所定の会費を納め、各事業に参加するものとする。

二、会員は、本会の会則に違反した場合、特別役員、本会並びに社会に対し、著しい迷惑をかけたと役員会が判断した場合、本会の会員資格を剥奪される場合がある。

第五条　役員と任務

一、本会には総裁一名、副総裁一名、顧問若干名、参与若干名、名誉会長の特別役員を置く。

二、本会には次の役員を置き、本会の事業の企画、運営、事務手続きを統括、推進する。尚、役員の兼任をすることは妨げない。

会　長　一名　会務を統括、推進し、会議を招集する。役員の任命権と解任権を有する。

副会長　二名　会長を補佐し、会長が病気や事故などで、会務遂行困難の時、職務を代行する。

副会長1は、総務部、財務部、編集部を統括し、総会以外の会議の司会を行う。

副会長2は、文化部、托鉢部、伝導部を統括する。

幹　事　長　一名　会長を補佐し、本会役員の結束を図り、各部の事業運営の推進を指導する。総会の司会を行う。
総　務　部　長　一名　本会事業の資料作成、情報伝達、書記と会計の統括、文書保存等を行う。
財　務　部　長　一名　本会運営の為の資金調達活動等を行う。
文　化　部　長　一名　本会会則第三条の二項、三項の事業の企画、運営を行う。
編　集　部　長　一名　本会の会報『薪流』の発行と発送を行う。
托　鉢　部　長　一名　本会の托鉢の企画、運営を行う。
伝　導　部　長　一名　本会の伝導活動を行い、海外との情報伝達を行う。
浜松支部長　一名　浜松支部の事業の企画、運営、事務手続き、並びに浜松支部役員の選出を統括、推進する。
副　幹　事　長　一名　幹事長を補佐し、幹事長が職務遂行困難の時、職務を代行する。
書　　記　一名　本会の各会議の議事録作成をする。毎会議時に前回会議の議事録を会長承認の上、報告を行い、その保存を行う。
会　　計　一名　本会の会計を行い、収支を管理する。
監　　事　二名　会計を監査する。

第六条　役員の選出と任期と選挙資格

一、特別役員は本部役員会によって推挙し、総会によって承認を受ける。
二、会長は、会員の選挙にて選出し、総会において承認を受ける。但し、会長被選挙資格は役員を一期以上勤めた者に限る。会長選挙の選挙権は、総裁、副総裁、顧問を除く全会員が有資格者とする。
三、会長以外の役員は、最高幹部会で推薦し、会長が任命し、総会において承認を受ける。
四、各部の副部長と部員は、本部役員会の決議により任命する。
五、役員の任期は四年とする。但し再任は妨げない。

第七条　会　　議

一、総　　会　総裁、副総裁、顧問、参与、役員、会員を以て組織する。
　総会は、重要案件の最高承認機関とする。総会の決議は、出席者の過半数を以て決議する。毎年春に定例総会を開催する。なお、会長が必要と認めた場合、或いは、会員の過半数が要求した時は、臨時総会を開催することができる。

二、本部役員会　会長、副会長、幹事長、総務部長、財務部長、文化部長、編集部長、托鉢部長、伝導部長、浜松支部長、副幹事長、書記、会計を以て組織する。

本会の運営と事業活動の最高決議機関とする。浜松支部を統括する。会長が必要に応じて、随時開催する。本部役員会の決議は、出席役員の過半数を以て決議する。会長が必要と認めた場合、当役員会に副部長と部員を参画させることができる。なお、本役員会は、会員資格承認権と剥奪権を有する。

三、最高幹部会　会長、副会長、幹事長、総務部長を以て組織する。

本部役員会を開催する時間的余裕がない場合、又は会長が必要と認めた場合、随時開催する。この場合、最高幹部会の決議を本部役員会の決議に変える事が出来るものとする。最高幹部会の決議は、出席役員の過半数を以て決議する。最高幹部会は、決議事項を出来るだけ速やかに本部役員会に通知しなければならない。

四、特別委員会　本会事業の推進上、役員会が必要と認めた場合、特別に委員会を設置することが出来る。

第八条　会　計

一、本会の会計年度は、一月一日に始まり十二月三十一日を以て終わる。

二、本会の会計は、会員の会費・賛助金・寄付金・及びその他の収入を以てこれに充てる。

三、本会の会計の取り扱いは、総務部に属し、役員会の承認を必要とする。

四、本会の会計報告は、監事の監査を受け、定例総会に於いて報告し承認を受ける。

第九条　補　則

一、本会は、会則・会員名簿・議事録・会計簿の帳簿を備える。

二、本会の会則の補足・改正などの重要事項は、役員会の決議を経て総会に於いて、出席者の過半数の承認を必要とする。

三、会員の年会費は、金伍千円とする。

四、この会則は、平成四年二月二十八日より施行する。

五、この会則は、平成十二年三月一日一部改定する。

六、この会則は、平成十四年三月五日一部改定する。